

件名	県有施設の入場料等の減免について
受付日	令和2年11月5日
ご意見・ご提案の概要	特定医療費（指定難病）受給者証を持っている人も、身体障害者手帳等の交付を受けている方と同等の県の施設の割引制度を利用できるようにしてほしい。
県の考え方	<p>現在、多くの県有施設において、身体障害者手帳等をお持ちの方と同様に、「特定医療費（指定難病）受給者証」の交付を受けている方とその介助者等についても、入場料等の減免の対象としております。</p> <p>詳しくは、「岐阜県障がい者福祉の手引（令和2年度版）」61～62ページをご参照いただくとともに、具体的な取扱いについては各施設までお問い合わせください。</p> <p>【岐阜県障がい者福祉の手引（令和2年度版）】 https://www.pref.gifu.lg.jp/uploaded/attachment/208512.pdf</p>
担当課	健康福祉部 保健医療課